

※二種混合の予防接種は、11歳（11歳の誕生日の前日）から接種を受けてください。

二種混合(ジフテリア・破傷風=DT)第2期 予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種【二種混合（ジフテリア・破傷風=DT）第2期】の対象になりますので、お知らせします。

なおこの通知は、11歳のお誕生日を迎える方にお送りしています。

1. 接種対象 **11歳以上13歳未満(11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで)**
※標準的な接種期間は11歳
2. 接種費用 無料（対象年齢内で接種を受ける場合）
3. 接種回数 **1回** } 以前に三種混合（DPT＝ジフテリア・百日せき・破傷風）
ワクチンで基礎免疫を終了している方
4. 実施場所 二種混合予防接種実施医療機関（別紙「多摩市予防接種実施医療機関」参照）
5. その他
 - ・接種を希望する方は、医療機関に予約をしてください。
 - ・**当日は母子健康手帳と同封の予診票をお持ちください。また、住所地確認のため、医療証、健康保険証等をご持参ください。**

● ジフテリア (Diphtheria)

ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。

昭和56（1981）年に改良型ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチン（DPT）（無細胞型）が導入され、現在では国内の患者発生数は年間0が続いています。

感染は主にのどですが、鼻腔内にも感染します。ジフテリアは感染しても10%程度の人に症状が出るだけで、残りの人は症状が出ない保菌者となり、その人を通じて感染することもあります。症状は高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、偽膜と呼ばれる膜がのどにできて窒息死することもあります。発病2～3週間後には菌の出す毒素によって心筋障害や神経麻痺を起こすことがあるため注意が必要です。

● 破傷風 (Tetanus)

破傷風菌はヒトからヒトへ感染するのではなく、土の中などにいる菌が、傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。菌が体の中で増えると、菌の出す毒素のために、筋肉の強直性けいれんを起こします。最初は口が開かなくなるなどの症状が気付かれ、やがて全身の強直性けいれんを起こすようになり、治療が遅れると死に至ることもある病気です。患者の半数は本人や周りの方では気が付かない程度の軽い刺し傷が原因です。土中に菌がいるため、感染する機会は常にあります。

（公財）予防接種リサーチセンター「予防接種と子どもの健康 2024年度版」から転載（一部改変）

予防接種の効果

乳幼児期にDPT（ジフテリア・百日せき・破傷風）の三種混合ワクチンを1期初回として3回、その後1年～1年半後に追加接種1回を行い基礎免疫をつけます。

さらに2期として11歳～13歳未満でジフテリア・破傷風の二種混合ワクチン（DT）を追加接種することにより、確実な免疫をつけることができます。

【問い合わせ先】 **多摩市健康推進課(多摩市立健康センター)**
〒206-0011 多摩市関戸 4-19-5 TEL 042-376-9111

裏面あり

予防接種を受けるに当たって

- ① この予防接種の説明をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてご理解の上、お受けください。なお、「予防接種と子どもの健康 (Vaccination and children's Health)」の外国語版 (Foreign Language) をご希望の方は、下記 URL < 予防接種リサーチセンター (Public Foundation of the Vaccination Research Center) > をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。

<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>

- ② 予診票は、お子さんの健康状態を把握する重要な書類です。保護者が責任をもって記入してください。
- ③ 他の予防接種との間隔や、接種を受けるにあたっての注意事項は、別紙「予防接種間隔表」でご確認ください。
- ④ 当日は診察しやすい服装で受けてください。
- ⑤ 時間的余裕をもって、日頃、お子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が、お連れになってください。

予防接種後の注意

- ① 接種を受けたあと 30 分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後、生ワクチンでは 4 週間、不活化ワクチンでは 1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をして構いませんが、はげしい運動はさけましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

副反応について

ワクチン添付文書によると、全身症状として、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、下痢、めまい、関節痛等を認めることがあります。いずれも一過性で 2～3 日中に消失します。局所症状として、発赤、腫脹、疼痛、硬結等を認めることがあります。いずれも一過性で 2～3 日中に消失します。ただし、硬結は 1～2 週間残存することもあります。また、2 回以上の被接種者には、ときに著しい局所反応を呈することがありますが、通常、数日中に消失します。

また、重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー（蕁麻疹、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあります。

接種を受けたあと、万一異常がありましたら医師の診察を受けてください。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、健康推進課までご相談ください。